

# 鹿児島県介護ロボット導入支援事業の流れ(2次募集)

年間スケジュール	時期	事業者	書類等	鹿児島県
1. 計画提出	平成30年10月31日(水) 提出期限(必着)	補助希望!!	①介護ロボット計画書 ②経費内訳の参考となる見積書 →	事前審査 ↓
2. 交付内示	平成30年11月下旬		交付内示通知書 ←	内示決定
3. 交付申請	平成30年12月上旬	交付申請書の提出	交付申請書 →	交付申請書審査 ↓
4. 交付決定	平成30年12月中旬	交付決定通知書受理	交付決定通知書 ←	交付決定
5. 事業開始 ↓ 事業完了	交付決定日から原則3か月以内に導入・事業完了してください。	事業開始 ↓ 事業完了		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                 交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したものは補助対象となりませんので、ご注意ください。             </div>				
6. 実績報告	事業完了後速やかに実績報告書を提出	実績報告書の提出	実績報告書 →	実績報告書審査 ↓
7. 成果確認		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     ①事業の完了した日(※)から起算して20日以内又は②平成31年3月31日のいずれか早い日までに提出                      ※事業の完了した日とは、原則として介護ロボットを購入又はレンタル、リースし、その費用の支払いを終えた時です。                 </div>		成果確認 ↓
8. 補助金額確定	平成31年3月31日～	交付確定通知書の受理	交付確定通知書 ←	補助金額確定 ↓
9. 交付請求		交付請求書の提出	交付請求書 →	交付請求書審査 ↓
10. 交付		補助金受領	申請者の口座へ振込み ←	交付
11. 補助金に係る消費税仕入控除税額報告書の提出	実施年度分の税務署への消費税申告が終了確定後(課税事業者)	補助金に係る消費税仕入控除税額報告書の提出	課税事業者・免税事業者に関わらず提出 →	※申告方式によっては補助金の消費税相当分の返還の可能性がありません。

## 交付申請書の提出について

内示後、県ホームページから、交付申請に必要な以下の書類を確認し作成の上、県高齢者生き生き推進課介護保険室へ提出してください。

(提出期限につきましては、内示において通知いたします。)

- 1 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- 2 経費所要額調書(別記第2号様式)
- 3 事業計画書(別記第3号様式)
- 4 収支予算書(別記第4号様式)
- 5 その他知事が必要と認める書類
  - (1) 納税証明書(鹿児島県が発行する納税証明書)
    - ※ 県税について未納がないことの証明で発行日から3月以内のもの。
    - ※ 写しによる提出も可能ですが、原本証明が必要です。
    - ※ 証明書については、最寄りの各地域振興局・支庁へお問合せください。
  - (2) 振込口座登録申出書(補助金請求時に振り込む口座となりますので御留意ください)

※ 先着順とさせていただきます。また、公募期間終了前であっても予算額に達した場合は、募集を締め切らせていただきます。

## 実績報告書の提出について

事業が完了した場合は、①事業の完了した日(介護ロボットを購入又はレンタル、リースし、その費用の支払いを終えた時)から起算して20日以内又は②平成31年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告に必要な以下の書類を確認し作成の上、県高齢者生き生き推進課介護保険室へ提出してください。

- 1 実績報告書(別記第14号様式)
- 2 経費所要額精算書(別記第15号様式)
- 3 事業実績書(別記第16号様式)
- 4 収支精算書(別記第17号様式)
- 5 契約書の写し(レンタル又はリースの場合)
- 6 その他知事が必要と認める書類
  - (1) 納品書・領収書(購入又はレンタル、リースした費用の支払いが確認できるもの)
  - (2) 購入したロボット機器の写真

### 重要

## 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額(返還額)の報告について

事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、以下の様式により、速やかに県高齢者生き生き推進課介護保険室へ報告してください。(消費税の申告義務のない事業者、返還額が0円の事業者、課税方式の別に関わらず、補助を受けた全ての事業者について報告は必要です。)

- 1 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第21号様式)
- 2 課税事業者の場合は、事業実施年度分の税務署へ提出した消費税申告書の写し
- 3 返還が生じる場合は、返還金額の積算内訳等

## 書類の送付先・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係  
※ 書類を提出される際は、「介護ロボット導入支援事業関係書類在中」と朱書きしてください。

## 県ホームページ

鹿児島県ホーム > 健康・福祉 > 高齢者・介護保険 > 人材確保に向けた取組  
> 平成30年度鹿児島県介護ロボット導入支援事業の募集について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/iigyosha/robot.html>